

## 令和7年度（2025年度）県立高等学校生徒募集 定員について

このことについて、別紙のとおり定めることとする。

（提案理由）

県立高等学校生徒募集定員については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第14号及び熊本県立高等学校学則第4条第2項の規定に基づき、教育委員会において定める必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則  
（平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号）

第2条（教育長へ委任しない事務）  
（14）県立学校生徒募集定員の決定

熊本県立高等学校学則（昭和40年 教育委員会規則第16号）

第4条（課程、学科及び募集定員）  
2 高等学校の募集定員は、熊本県教育委員会が別に定める。

(別紙)

## 令和7年度(2025年度)県立高等学校生徒募集定員

1 全日制高等学校の生徒募集定員は、10,960人とする。

内訳

(単位:人)

学区	令和7年度定員(A)	令和6年度定員(B)	増減 (A) - (B)	備考
県 央	4,920	4,920	0	
県 北	2,720	2,760	40	・阿蘇中央高校 1学級減
県 南	3,320	3,320	0	
計	10,960	11,000	40	

2 定時制高等学校の生徒募集定員は、440人(前年度と同じ)とする。

3 高等学校専攻科の生徒募集定員は、10人(前年度と同じ)とする。